# Club Phoenix 会員規約

#### 第1条 名称

Phoenix Robots (以下、「本団体」とします) はClub Phoenix (以下、「本会」とします) で行うサービス (以下、「サービス」とします) に関して、第3条の規定に基づいて本会への入会手続きを行い、本団体が入会を承認した者(以下、「会員」とします) の入会に関し、以下の通り会員規約(以下、「本規約」とします)を定めます。

## 第2条 目的

会員は本団体に所属し活動する学生、または本団体の支援する学生の育成をサポートする ことを目的とします。

#### 第3条 入会

- 1. 会員への参加に希望する場合、本団体の指定する手続きに基づき、入会申し込みを行うものとします。
- 2. 本規約における会員は、所定の入会申し込みフォームから入会手続きを行い、別に 定める年会費を納入し、本団体から承認を得た者とします。
- 3. 会員は、本団体が入会を承認した時点で、本規約に同意したものとします。
- 4. 入会したことにより得られる会員特典は別途定める会員ランク表の通りに定められ、会員が支払いを希望する年会費の金額に応じて決定します。
- 5. 会員は本団体が会員サービスを提供するにあたり必要な範囲において、登録情報を 取得し利用することに同意します。

## 第4条 会員期間

- 1. 会員資格の有効期限は入会日から翌年3月までの年度制とします。ただし、入会開始 日は本団体が入会を承認した日とします。
- 2. 入会募集は随時行います。
- 3. 年度の途中で入会する場合、入会される年度分の会費を納入していただくことになります。入会の期日により、会員特典が得られない場合でも会員はこれを承諾するものとします。

# 第5条 会員資格の更新

- 1. 本団体は会員に第4条1項で定める会員期間が満了する1ヶ月前に会員資格の更新の有無を確認します。更新の申し出がある場合、会員は第7条に定める方法により次年度の年会費を支払うものとします。更新の申し出がなく、第4条1項で定める会員期間が満了した場合、当該会員に事前通知を行うことなく退会とすることができるものとします。
- 2. 会員は、第4条で定めた会員期間中であっても支払いを希望する年会費を増額に限り変更することができます。その際、第3条2項に定めた入会申し込みフォームから再度ご登録が行なわれた場合は第3条4項に基づき決定した会員ランクを変更することができます。

## 第6条 会員登録情報の変更

会員は、自己の登録情報に変更が生じる場合、速やかに当該の変更事項を連絡するものとします。本団体は内容変更の申し出があった場合、当該の変更事項に従って登録内容を変更するものとします。内容変更の申し出がなかったことにより、会員が何らかの不利益を被った場合、本団体は一切の責任を負いません。

#### 第7条 年会費と支払い方法

- 1. 会員にかかる、第4条の会員期間に対応する年会費は、会員種別に応じて本団体が別途定めるものとします。
- 2. 本団体のウェブサイト及びその他の媒体に表示する年会費を本団体が指定する方法 で支払うものとします。
- 3. 本団体は、原則として年会費等を会員に対して返還しません。
- 4. 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。
- 5. 会員への送付物の送付先である住所地が日本国外にある場合、本団体は通信費、郵便代または送料を別途請求することができます。
- 6. 会員から支払われた年会費は、本団体が活動のための予算として会員に相談なく決定、使用するものとします。

# 第8条 会員入会の拒否

本団体は、会員申し込みを行った申請者が、以下のいずれかの事項に該当する場合、当該申請者の会員申し込みを拒否することができるものとします。拒否する場合、本団体はその理由を一切開示しません。

- 1. 本規約に違反するおそれ、または違反があると判断される場合
- 2. 本団体に提供された登録情報の一部または全てに虚偽や重大な誤記、記載漏れ等が ある場合
- 3. 過去に、本規約違反等で退会処分を受けたことがある場合
- 4. その他、理由を問わず、本団体が会員登録を適当でないと判断した場合

## 第9条 会員資格の喪失

会員が次のいずれかに該当する場合、本団体は当該の会員に事前通知を行うことなく退会 処分とすることができるものとします。会員資格が取り消された場合、年会費の返却は行い ません。会員が本条のいずれかに該当することで本団体が損害を被った場合、本団体は会員 に対し除名処分または本団体が被った損害の賠償を求めることができるものとします。

- 1. 第4条1項に定める会員期間が満了した場合
- 2. 会員本人より、第10条に定める退会手続きに基づき退会の申し出があった場合
- 3. 本団体に提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重大な誤記や記載漏れが判明した場合
- 4. 本団体ならびに本会の運営を妨害したと本団体がみなした場合
- 5. その他、本団体が会員として不適切と判断した場合

# 第10条 退会

会員は、随時、所定の手続きを行い、本会を退会することができます。

退会の申し出は、Phoenix Robots公式メールアドレス(phoenix.niigata@gmail.com)をはじめとする任意の手段で本団体運営にお問い合わせください。

本団体の定める退会届を提出した後、本団体に承認されることで退会が成立します。

退会と同時に、Phoenix Robots公式Webサイトへのご芳名の掲載を始め、その諸権利を 失い、一切のサービスを利用できなくなります。

#### 第11条 サービスの提供の変更、停止、終了等

本団体は、会員への事前通知なしにサービスの内容、名称の変更、停止または終了を行うことができるものとします。ただし、サービスの内容変更、停止または終了する場合、本団体の定める方法により会員へ公表します。サービスの内容変更、停止または終了に伴って、会員または他者が被った損害について、本規約で定める場合を除き、一切の責任を本団体は負いません。

停止、終了する場合は次のとおりです。

- 1. 地震、津波などの天災によりサービスの適用が困難となった場合
- 2. その他、本団体の運営上、または都合により、サービスの変更、停止、終了が必要と判断された場合

## 第12条 本規約の変更

本団体は、本団体が必要と判断した場合、本規約を会員の承諾なく変更できるものとします。本規約の変更の場合、本団体が別途定める方法で会員に公表します。変更後の本規約は、本団体が公表を行った時点から効力を生じるものとします。

## 第13条 免責

本団体は、サービスの利用に際して会員に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任 を負わないものとします。会員が本会から得る情報などについては、会員の責任により判断 するものとし、本団体はいかなる保証も行いません。

## 第14条 個人情報の管理

本会の会員登録において収集する会員情報は、紛失や窃取等がないよう適切に管理を行い、本会運営上必要な範囲内でのみ利用できるものとします。

## 第15条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されます。

#### 附属

この規約は令和2年7月1日より施行します。

2020年7月9日一部改正